

製品安全データシート (M S D S)

1、製造者情報

会社名 株式会社発光技研
住 所 佐賀県佐賀市巨勢町牛島457-1
電話番号 0952-26-7871 Fax 番号 0952-26-7877
作 成 2011年5月30日

製品名 : 酸化液（ノンフタル酸、ノンアルコール）

製品説明 : 化学発光酸化液

2、物質の特定 単一製品・混合物の区別：混合物

成分名	含有量	CAS No	官報公示整理番号
クエン酸エステル	50~60%	非公開	
安息香酸エステル	25~35%	非公開	
エーテル類	10~20%	非公開	
過酸化水素	3.0%未満	7722-84-1	

3、危険有害性の分類

- 分類の名称 : 分類基準に該当しない。
危険性 : 引火点が高く危険性は低い。
有害性 : 特別な有害性は報告されていない。

4、応急措置

- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な流水で15分以上充分に洗眼する。
皮膚に付着した場合 : 充分な水と石鹼を用いてよく洗い落とす。
皮膚に炎症が生じた場合には、医師の手当てを受ける。
吸入した場合 : 高い揮発性は無いので、特に問題はないが、長時間の吸入などで気分が悪くなった場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し安静にする。
飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。
多量の水又は食塩水を飲ませ吐き出させる。意識がない場合には、水を飲ませてはいけない。必要に応じて医師の手当てを受ける。

5、火災時の措置

- 消化方法 : 適切な保護具を着用する。
火災を増大させる危険性があるものを周囲から速やかに取り除く。
消火活動は風上から行い、周囲の状況に応じた適切な消化方法を用いる。
消火剤 : 粉末消火剤、二酸化炭素、ハロゲン化物、アルコームが有効。

6、漏出時の措置

- ：付近の着火源、高温体などを速やかに取り除く。
 - ：ウェス、乾燥砂、土、おがくずなどに吸着させて回収する。
 - ：完全に回収後、汚染された場所およびその周辺を水で洗い流す。
 - ：河川等へ排出されて、環境への影響を与えることのないように注意する。
-

7、取扱い及び保管上の注意

- | | |
|-----|--|
| 取扱い | ： 取り扱いは換気によい場所で行い、漏れ、あふれ、飛散しないように注意する。 |
| | ： 適切な保護具を着用し、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れない様にする。 |
| | ： 使用済みの容器は、密封し一定の場所に集積する。 |
| 保管 | ： 直射日光を避け、常温で保管する。
(品質維持の為には、10°Cから25°Cの範囲内での保存が望ましい) |
| | ： 消防法等関連法令の定めるところに従い保管する。 |
-

8、暴露防止措置

許容濃度 : -----

9、物理・化学的性質

- | | |
|-------|-------------------|
| 外観、臭気 | ： わずかな芳香臭のする液体 |
| 比重 | ： 1.098～1.099 |
| 沸点 | ： クエン酸エステル部 294°C |
| pH | ： 該当しない |
| 溶解性 | ： 水に難溶 |
-

10、危険性情報

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 引火点 | ： 106°C JIS K 2265 7.2 (クリープランド開放式) |
| 発火点 | ： ----- |
| 燃焼限界 | ： ----- |
| 安定性・反応性 | ： 安定している。 |
-

11、有害性情報

- | | |
|------|----------------------------------|
| 急性毒性 | ： 経口 ラット LD ₅₀ >5g/Kg |
| | 経皮 うさぎ LD ₅₀ >10g/Kg |
-

1 2 、環境影響情報	: データーなし。								
1 3 、廃棄上の注意	: ウエス、おがくず等の吸着物に吸着させ、産業廃棄物として適性に処分する。								
1 4 、輸送上の注意	: 運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がない ように積込み荷崩れの防止を確実におこなう。 : 消防法等関連法令の定めるところに従う。								
1 5 、適用法令	<table><tr><td>消防法</td><td>: 第4類 第三石油類 (非水溶性)</td></tr><tr><td>労働安全衛生法</td><td>: 別表1-4 危険物 (引火性の物) に該当しない。</td></tr><tr><td>航空法施行規則第194条3</td><td>: 引火性液体に該当しない。</td></tr><tr><td>船舶安全法</td><td>: 引火性液体に該当しない。</td></tr></table>	消防法	: 第4類 第三石油類 (非水溶性)	労働安全衛生法	: 別表1-4 危険物 (引火性の物) に該当しない。	航空法施行規則第194条3	: 引火性液体に該当しない。	船舶安全法	: 引火性液体に該当しない。
消防法	: 第4類 第三石油類 (非水溶性)								
労働安全衛生法	: 別表1-4 危険物 (引火性の物) に該当しない。								
航空法施行規則第194条3	: 引火性液体に該当しない。								
船舶安全法	: 引火性液体に該当しない。								

その他

このM S D Sは、弊社が知り得た情報を基に作成しておりますが、全ての情報を網羅しているものではありません。製品を少しでも安全にご使用頂く為に提供されたものであり、記載のデーターや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。
